

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

大字八幡平地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和3年11月4日

鹿角市長 関 厚

記

1. 地図及び簿冊の名称 鹿角市の地籍図及び地籍簿
2. 閲覧期間
 - ・令和3年11月15日 から 令和3年12月10日 まで
3. 閲覧会場
 - ・令和3年11月15日 から 令和3年11月19日 まで
水沢集落会館
 - ・令和3年11月22日および
令和3年11月24日 から 令和3年11月26日 まで
永田自治会館
 - ・令和3年11月29日 から 令和3年12月10日 まで
鹿角市役所2階（第9会議室）
4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧会場で交付する。
6. 閲覧は、水沢集落会館と永田自治会館において9時30分から16時までとし、鹿角市役所2階第9会議室において9時から17時15分までとする。（ただし、閉庁日を除く）。